平成２９年（フ）第４号
宮城県柴田郡大河原町新寺字新屋敷66番地
破産者　山田　純一
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第１１９号
群馬県前橋市総社町総社1420番地２　ファミール神谷Ⅰ　108号
破産者　**廣**田　由香
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１３９号
静岡県磐田市城之崎１丁目６－８めがねばしⅡ201号室、住民票上の住所静岡県磐田市堀之内1638番地17
破産者　小池　雄司
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１９４号
滋賀県草津市東草津２丁目１番６－202号フローリッシュ　ガーデンⅡ、前住所滋賀県草津市野路１丁目１番６－403号　パークサイド南草津，（事業所所在地）滋賀県草津市南笠東４丁目８番64－４号
破産者　尾山工作所こと　尾山豊治郎
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４５号
京都府木津川市木津川台６丁目２番地２ローレルスクエア木津川台19－303
破産者　隅野　良子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３２号
京都市伏見区深草池ノ内町12番地１　ハイツ青風２－Ｆ
破産者　本持　温子
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３９号
京都府木津川市梅美台１丁目２番地１　梅美台団地３号棟402号、破産手続開始決定時の住所京都府相楽郡精華町大字下狛小字明法寺97番地４
破産者　阿閉　哲雄
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２６号
京都市右京区鳴滝川西町16番地の13
破産者　城　　一男
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
京都府宇治市菟道丸山１番地の190
破産者　阪倉　　満
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７６号
京都府京田辺市大住仲ノ谷14番地１　洛南寮
破産者　立花　弘行
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１９号
大阪府枚方市香里ケ丘12丁目18番30－301号
破産者　風の家西大寺店こと　金丸　達郎
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第６号
鳥取県鳥取市松並町２丁目324番地
破産者　山根　一吉
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５０号
香川県高松市亀田南町466番地５
破産者　青木　稔治
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９号
高知市宮前町129番地　小高坂三城ケ森改住５号
破産者　藤川　　修
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２３号
長崎県長崎市上小島２丁目７番34号
破産者　竹田　年光
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
茨城県ひたちなか市大字足崎1474番地156
破産者　小野　孝幸
1　決定年月日　平成29年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１１６５号
さいたま市見沼区春野１丁目５番４－104号、旧住所埼玉県加須市大越1389番地７
破産者　早津　泰次
1　決定年月日　平成29年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係